

外国人介護福祉士候補者受入施設研修体制支援事業実施要綱

平成 21 年 1 月 16 日 20 福保高施第 819 号
一部改正 平成 22 年 11 月 26 日 22 福保高施第 1288 号
一部改正 平成 23 年 11 月 8 日 23 福保高施第 1275 号
一部改正 平成 25 年 6 月 7 日 25 福保高施第 512 号
一部改正 平成 30 年 1 月 26 日 29 福保高施第 1673 号
一部改正 平成 31 年 3 月 29 日 30 福保高介第 2546 号

第 1 実施目的

本事業は、我が国における経済連携協定（Economic Partnership Agreement）に基づき、外国人介護福祉士候補者（以下「候補者」という。）を受け入れた介護保険施設（以下「受入施設」という。）等において、介護福祉士国家資格取得に必要な知識及び技術の修得に要する研修が円滑に実施されるよう支援し、もって介護分野における国際協力に寄与することを目的とする。

第 2 実施主体

本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

第 3 実施方法

都は、次の要件を満たす法人に本事業の一部を委託して実施することができる。

- (1) 介護保険サービス全般について、幅広い知識・情報を備えていること。
- (2) 福祉保健医療を担う人材育成に関する豊富な知識・ノウハウを有していること。

第 4 事業内容

都は、各受入施設が、候補者の介護福祉士国家資格取得のため、その目的に資する研修及び日本語学習等（以下「研修事業」という。）について企画し、実施した場合に、その要した経費に対して、予算の範囲内で補助を行う。

なお、研修事業は、次の 1、2 及び 3 の内容とし、国の指定する機関に対し、求人登録申請時に提出する「介護研修計画書（JICWELS 様式 4-2）」に記載した内容によることとする。

- 1 受入施設における候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）、学習環境の整備
- 2 受入施設における候補者の喀痰吸引等研修の受講に対する支援
- 3 研修担当者の活動に対する支援

第 5 秘密の保持

この事業の実施に携わる受入機関及び受入施設の職員等は、事業遂行上知り得た個人情報について、当該業務以外に用いてはならない。

第 6 留意点

第 3 の 2 の喀痰吸引等研修の受講に対する支援については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）附則第 13 条第 1 号イに規定する第一号研

修又は同号ロに規定する第二号研修の受講を対象とする。なお、当該第二号研修のうち、基本研修及び実地研修の受講後に、追加的に実地研修のみを受講する場合については、対象としない。

第7 その他

第1から第6に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、決定の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附則（平成22年11月26日 22福保高施第1288号）

この要綱は、決定の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則（平成23年11月8日 23福保高施第1275号）

この要綱は、決定の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附則（平成25年6月7日 25福保高施第512号）

この要綱は、決定の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則（平成30年1月26日 29福保高施第1673号）

この要綱は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則（平成31年3月29日 30福保高介第2546号）

この要綱は、決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。